

〔博士論文要旨〕

「国語」イデオロギーの試練——近代日本語論争

本論文は、明治初期から現代までにいたる「国語」概念の変遷を論じることによって、近代日本における「言語イデオロギー」のありかたを説明しようとする試みである。

序章は、森有礼と馬場辰猪の日本語論を比較することによって、「国語」以前の日本の言語状況を明らかにする。森有礼は「日本語廃止・英語採用論」を唱えたとして、後世の論者からさまざまなかたちで非難されたが、それらの批判はすべて日本語が「国語」として認知されたあとの視点に基づいていた。森は日本語のローマ字化を提言する一方で、不規則性を排し合理的規則にもとづいた「簡易英語」を提案する。言語学者ホイットニーはこの簡易英語案に反対し、英語が中国語にかわって日本の「学問語・古典語」の地位を占めるべきだと述べた。

森は「日本の言語」がすなわち「日本語」だとは考えていなかった。森は「日本の言語」を、日本語と中国語の無秩序な混合状態としてとらえており、そこでの最大の問題は、話しこ

とばと書きことばの間にある断絶であった。森は、そうした言語的分裂を超えるに足るだけの「日本語」の一体性を思い描くことができなかった。森有礼の議論でもっとも本質的なことは、彼が「日本語」を「日本帝国」の政治的統一体と同型性をもつ言語的統一体として把握できなかったということである。

森有礼に対して、当時ロンドン留学中の馬場辰猪は、日本語の初めての文法書『日本語文典』を著わすことにより、日本語を「貧弱な言語」と考えた森有礼の議論の根底を切り崩そうとした。さらに馬場は、外国語の導入によって生じる二層言語状態が必然的に社会階級の分裂を引き起こすと考えた。英語を日本の「古典語」にすべきだというホイットニーよりも、馬場は社会言語学的観点から言語的支配の問題を鋭くとらえていた。

馬場は「話されるままの日本語」の文法書を書いたが、馬場自身の手になる著作はほとんど英語で書かれた。漢学の素養がなかった馬場は、書きことばの世界から追放されたままだった。

李 妍 淑

森有礼の英語採用論を批判した馬場辰猪が英語でしか著作を書けなかったところに、当時の日本の言語状況の断面が象徴的なたちであらわれている。

第一部は、「国語」概念が成立する以前の「国語問題」の展開を論じる。

第一章では「国字問題」の変遷をあとづける。言語とはまづオトだという近代言語学の認識からすれば、文字は言語にとつてたんなる外皮にすぎない。けれども、文字の問題の多くは、「言語体系」とはべつのレベルにある「言語規範」の領域に属する。さらに文字の問題は、実践的な規範を要求するだけでなく、言語がどのような姿で表象されるべきかという言語の理念的規範の成立の問題に深くかかわっている。

明治初期には前島密・西周などの国字改良論が出されたが、かれらの議論の根底には功利主義的言語道具観があり、表記法のレベルをこえた語形成や文体の問題がとらえられてはいなかった。明治一〇年代なかばになると、国字改良は結社的人格を帯び、「かなのくわい」「羅馬字会」が結成された。けれども、ローマ字文は漢文訓読体をローマ字におきかえたただけであり、仮名文字論者の書く文章は擬古文的であった。文体の問題こそ、この時期の国字改良論の影響力をよめた内部的要因である。明治二〇年代後半から三〇年代にかけて、再び国字問題が活発に論じられるようになったが、その背景には、日清戦争によって高揚した反清意識と国家主義があった。井上哲次郎は、中国文明からの完全な脱却と国家富強のために漢字廃止論を主張し「新国字」の制定を提案した。これに対して三宅雪嶺は、漢

字の欠点を認めつつも、日本の大陸政策のために必要な文字として漢字を「利導」することを主張した。表面上、井上と三宅は対立しあったが、ひとつの精神状況のなかで補完しあう関係にあった。

第二章では、言文一致と「国語」概念との関連性を論ずる。話しことばと書きことばとのあいだに断絶があり、しかも話しことばが多様な社会的下位体系に無数に分化する状況では、単一の「国語」という存在がはやけた姿となるしかない。匿名の「国民」の話す言語のイメージをつくりあげるためには、地理的・階層的な言語変異にまったく汚染されていない言語規範が存在するという表象が必要であった。これこそ「国語」の理念が生まれるための準備であり、そのために誕生した言語形式が「言文一致」であった。

すでに言文一致小説を書いていた山田美妙は、言文一致のさいには「東京語」を基礎におくべきであると主張した。東京語は歴史的経緯からもっとも広く全国に流通することばであり、首都のことばとして中心的地位を占めるというのがその理由である。明治十年代後半から二十年代初頭にかけて、東京語がしだいに全国に普及していきつつあった現実と、東京語がしだいに言語の主導権をにぎりつつあるという意識とが、言文一致の要求の背後にあった。そして、過去の遺産をひきずる江戸語の要素を断ち切り、東京語が「東京中流社会のことば」に限定されていくことで、〈標準語〉としての〈東京語〉が生まれるのである。これこそ国家が学校教育をつうじて全国にひろめようとした規範語であった。

帝国教育会内の言文一致会は、明治三四年(一九〇二)に「言文一致の実行に就ての請願」を貴族院・衆議院に提出し可決させた。ここでは、言文一致は列強との競争における武器であり、国家・国運・国勢を左右するものととらえられている。そして、この請願をうけて、翌明治三五年(一九〇二)三月に官制国語調査委員会が発足する。

第三章では、上田万年以前の「国語」概念の変遷を跡づける。国字問題と言文一致のいずれもが、日清戦争が起爆剤になって「国家意識」と結びつきはじめた。それらの言説の集結点にあるのが「国語」の理念である。明治初期に「国語」は異なるふたつの意味を担っていた。ひとつは漢字の字音語以外の「やまとことば」の語要素という意味であり、もうひとつは英語の「language」の翻訳語としての意味である。

「国語」概念の変遷を見るうえで興味ぶかいのが、大槻文彦の著作にあらわれる「国語」である。大槻文彦の『言海』(一八八九―一九一)は、「国語辞書」ではなく、あくまで『日本辞書言海』である。事実『言海編纂ノ大意』には「国語」という表現はいちども現れない。明治三〇年(一八九七)の『廣日本文典』では、「国語」は学問用語として定義されるが、その注釈によれば、その「国語」は普通名詞としての「language」の対応語である。ところが、『廣日本文典別記』の序論で大槻は、「国語」と「国体」の一体性を熱烈に強調する。大槻文彦の著作のなかに、「国語」が存在しなかった状態から、「国語」が出現し、さらにさまざまな象徴の意味が肥大していくさまがとらえられている。明治一七年の『言海』と明治三〇年の『廣日本

文典』のあいだで、言語への国家意識の投影がおこり、「国語」の象徴性が極大化したのである。

第二部では上田万年の言語思想を論じる。

第一章はヨーロッパ留学から帰るまでの上田万年をあつかう。上田はチェンバレンをつうじて近代言語学の本質を学びとり、その立場から伝統的な国学を痛烈に批判しつづけた。言語とはなによりもまず音声であり、文字は音声に従属すべきであること、さらに、言語にとって本質的なものは現在の必要性であり過去の伝統ではないと上田は主張した。そして上田は、文字や文学などの衣装を脱ぎ捨てた「言語そのもの」は言語学によってはじめて発見されると考え、言語学を日本に導入しようとはかった。

上田は留学先のドイツで、青年文法学派と全ドイツ言語協会に出会った。青年文法学派は、前世代の言語学を痛烈に批判し、言語学に科学的原理を導入して言語学を体系化しようとすると同時に、古典文献学に対抗する独自の学派を形成した。全ドイツ言語協会は、ドイツ語こそドイツ民族の精神の根幹をなすとみなし、ドイツ語からの外来語の排除とその言い換え作業という言語純化運動に精力的にとりこんでいた。こうしたプロイセン・ドイツのナショナルリズムは、上田にはかりしれない影響をあたえた。

第二章は有名な講演「国語と国家と」について論じる。上田は日清戦争開戦直後の高揚した国家主義と競争賛美の雰囲気の中で、ドイツ国家学の助けを借りて「国語と国家と」の内的結び付きを熱烈な口調で語った。さらに上田は、ドイツの有機

的言語観にもとづいて、言語のなかに民族の精神が結晶しており、「日本語は日本人の精神的血液」であると断言した。その際、上田は「母」と「故郷」のイメージを最大限利用して、国家が心情的親密性と前意識のなかに根付いていることを強調する。しかしその一方で、上田は「国語」が日本では「受けるべき歓待」を受けていないと慨嘆する。そのためには、言語学の原理にもとづいて「国語そのもの」を浮き彫りにする必要があると訴え、来るべき「国語研究」の方向を簡条書きにして列挙する。その方向づけは、近代西歐言語学の方法論によって導かれた国語学だけが実現しうるものであった。

第三章は上田の「国語学」と「国語政策」に対する態度を論じる。「国語学」は所与の対象としての「国語」を研究するのではなく、「国語」という制度を作動させるために要請された学問であった。上田は「国語」を、方言であれ社会階層のちがいであれ、いかなる差別性をもふくまず、あらゆる日本語による言語表出を平等に包含するものとして把握した。語のレベルと言語全体のレベルとのあいだで分裂していた「国語」の概念は、こうした上田のパースペクティヴのなかではじめて固有の統一体としてとらえられた。しかしそのとき、話しことばのレベルでの言語規範の問題が浮かび上がってきた。それを解決するために上田が導入した概念が「標準語」である。当初上田は、漸進的な改良で標準語を実現するべきだと考えていたが、「内地雑居」という事件をきっかけにして、即時に東京語を標準語に採用し、「読み・書き・話し・聞き・する際の唯一機関」たらしめようとする。こうして、「国語」理念を媒介にして、「標

準語」と「言文一致」とが内的に結び付き、教育の場面に反映していくことになる。一九〇二年に設置された国語調査委員会は、音韻文字の採用、言文一致体の採用、音韻組織の調査、標準語の選定という四項目からなる決議事項をさだめる。さらに上田は「国語」の「海外進出」の必要性を説き、「国語」から「帝國語」への拡大発展の道を指ししめした。

ところが、上田のこうした「改革」は、国語の伝統を崇拝する保守派からたえまのない攻撃にさらされた。とりわけ、上田が文学伝統を無視し、文字ではなく音声のなかに「国語」の生きた姿があると主張したことは、保守派を憤慨させた。こうして、後年の上田はみずからを「敗軍の将」と呼ばざるをえなかった。

第三部は、上田万年をひきついで保科孝一の国語学に対する把握を検討する。

第一章は保科孝一という「忘れられた国語学者」の概括的な紹介にあてる。保科は一九〇二年に国語調査委員会補助委員となつてから、臨時国語調査会幹事（一九二一）、臨時ローマ字会幹事（一九三〇）、国語審議会幹事長（一九三四）と、文部省囑託という立場から一貫して戦前の日本の国語政策を主導して来た。その内容は、戦後の「国語民主化」の先駆けとして評価されるが、保科は植民地での言語同化政策の樹立にも焦慮の念をもってりくんでいた。

第二章では初期の保科の国語学における業績をふりかえる。保科は、近代言語学を国語学の基礎にすえた上田万年の「国語学」の構想をひきつぎ、日本ではじめての国語学史である『国

語学小史」(一八九九)を著わす。その目的は言語学的視点から過去の日本の言語研究の欠陥をきまきまにすることであった。さらに保科は一九一〇年に国語学の体系化をめざして、『国語学精義』を著わし、過去の国語学の伝統との完全な絶縁を明確にする。

それに対して山田孝雄や時枝誠記は、国語学の基礎を言語学にもとめることに反対する。かれらにとって国語学とはあくまで伝統的国語の延長線上に位置付けられるべきものであった。山田は、西欧言語学に導かれた国語学は出発点そのものが誤っていると主張する。また時枝は、西欧言語学には言語の本質にたいする誤った見方が宿っており、むしろ伝統的国語のほうがその点では優れているとさえ断言する。こうして言語学と国語学は「国語」をめぐる、きわめて対立する立場にたつことになる。

第三章では、言語学と国語学が、「国語」のイデオロギー的価値付けのレベルでいかに対立するか、さらにその対立が現実の国語政策のなかにいかに表面化したかを論じる。実は近代言語学そのものが、文字の伝統を至上のものとする伝統的言語観と抵触する要素を含んでいた。言語学の原理に忠実だった保科は、その言語学イデオロギーを国語改革の場面で全面的に展開しようとした。そこで保守派との対立が生じたのは、ひとつは仮名遣いであり、もうひとつは漢字の問題に関してだった。国語調査委員会は徹底した表音式仮名遣いを一九〇八年から小学校で実施しようとしたが、保守派からの攻撃はすさまじく、仮名遣い改定は国家の伝統を破壊する危険思想とみなされ、結局

廃案になる。また、第二次世界大戦中に国語審議会が「標準漢字表」を発表したときには、国語の伝統を崇拜する保守派から上田万年と保科孝一は「皇国三千年の国語道」をふみはずす「革命的分子」であると非難された。また、山田孝雄は、「国語」の本質は「国体」と一体であり、「国語改革」とは国家の基礎の転覆をくわだてる「恐るべき思想」であるとまで論難した。国語改革に対する批判は戦後も続けられた。それが時枝誠記による言語過程説にもとづく批判である。時枝は言語は人間の外に在る実体ではなく、表現と理解の心的過程そのものが言語なのであるという。しかし、時枝は、おなじく「話し手の意識」から出発したソシュールが文字と規範意識を言語の本質から除外したのとは逆に、既存の言語意識を肯定するために文字と規範を言語本質のなかにとりこんでしまう。それにより、歴史的仮名遣いと漢字は「国語」の本質を形成することになる。山田と時枝の国語改革批判の根源には言語学イデオロギーに対する伝統的国語学の立場からの反発があったのである。

第四部は保科孝一の植民地に対する言語政策論を検討する。第一章は、その前提として、保科の標準語論をとりあげる。

保科は、標準語がその「感化力」にもとづき全国に浸透し方言が衰退していくのは、政策以前の現実のなかに潜在的にある自然的過程であり、その意味では言語学の視点から客観的に立証しようと考えた。言語政策はその自然的過程を顕在化させ強化するだけである。こうして、標準語制定はけっして「政治的問題」を引き起こさない「人文的」なものであるという錯覚が生じた。

第二章は、保科が植民地朝鮮にたいして提言した言語政策について論じる。保科は一九一一年から一九一三年のヨーロッパ留学のさいに、ドイツ領ポーゼン州でのポーランド人に対する言語政策を見聞し、そこに日本の植民地言語政策の模範をさがそうとした。保科がとりわけ注目したのが、言語教育をつうじたポーランド人の同化政策——「ゲルマン化政策」——であった。しかし、一九一六年のポーランド独立、一九一九年の「三一独立運動」の衝撃が、保科の見解を修正させる。こうして発表されたのが「独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策」(一九二二)である。保科は、一九〇六年から一九〇七年にポーゼン州で大規模におこった「学校ストライキ」の像を「三一運動」に重ねあわせ、植民地朝鮮がポーランドとおなじ独立への道をたどらないための言語的同化政策の必要を訴える。植民地においては、支配者の言語のみが公用語・教育語となるべきであり、被支配民族の要求を受け入れてはならないというのが、「三一運動」二年後の朝鮮総督府にむけた保科の提言であった。

第三章は、「満洲国」にたいして保科が提言した言語政策を論じる。「満洲国」は「五族協和」を標榜する「多民族国家」として建国されたが、保科は多民族国家における言語問題の深刻さをオーストリア・ハンガリー帝国の例から知りぬいていた。そこで保科は、「満洲国」における言語政策の方向をさぐるために、オーストリア・ハンガリー帝国における「政治的言語問題」の歴史を詳細に検討した。とりわけ問題となったのは、公用語・教育語・裁判語・軍隊語の領域を統括するものとしての「国家語」の概念であった。保科は、多民族国家では民族の均

等の権利と「国家語」の存立とは本質的に相容れず、また、複数の国家語を採用することは国家の基礎を危うくすると主張した。そこで保科は、早急に日本語を「満洲国」の唯一の「国家語」として法的に規定することを要求する。ところが、「満洲国」当局は「満洲国」が複数国語制をとることは当然だと考えていた。また、「国家語」概念そのものに対する国語学者からの批判もあった。「国家語」という概念は、言語の政治性をあらわにしてしまうことで、かえって「国語」の絶対的權威をゆるがすものと見なされた。「国語」とは、それ自体が政治的概念でありながら、じつはその政治性を隠蔽し、言語を自明化する作用を帯びていたのである。

第四章は、「大東亜共栄圏」における国語政策について論じる。保科はヨーロッパにおける「汎民族運動」に注目し、言語の使用圏の拡大がそのまま民族と国家の勢力の拡張につながると考えた。そこで「大東亜共栄圏」における日本語教育の拡大は、そのまま日本の支配圏の拡大につながると考えられた。その視点から著わされたのが「大東亜共栄圏と国語政策」(一九四二)である。しかし、保科は日本語そのもののなかに「日本語の普及」をはばむ言語的要因があると考えていた。こうして、漢字、仮名遣い、文体、語法、標準語の制定など、未解決のまま積み積もっていた「国語国字問題」が早急に解決しなければならぬ問題として立ち現われた。植民地・「満洲国」・占領地における日本語教育のありかたを論じるために開かれた一九三九年と一九四一年の二回の「国語対策協議会」でその問題は噴出した。「外地」の日本語教師たちは、最大の問題は国

内で標準語が制定されていないことであると指摘し、「日本語の普及」のためには、漢字の廃止、表音仮名遣いと口語体の採用が不可欠であると主張した。さらには、「日本人の日本語の再訓練」が必要であるという意見まで飛び出した。「満洲国」代表は、現地の日本語教育を破壊しているのは現地に住む日本人の日本語であり、かれらは「日本語の不具者」であるとまで極言した。こうして、「国語改良」論が論壇でしばしば論じられるようになり、保科はその代表的な論客となる。

ところが、またしても国粹派からの攻撃がはじまった。外国人のために日本語を簡略化しようというのは、国語の伝統に対する冒瀆だというのである。志田延義は『大東亜言語建設の基本』(一九四三)において、「国語の伝統」にもとづいてのみ「日本語の普及」は意味をもつという持論をくりひろげた。志田は、「国語」とは言語学が理解するような数ある言語のなかのひとつとしての「日本語」ではないという。つまり、「国語」とは外部からの視線の介入を許さず、その内側に存在するものだけがとらえることのできるような言語の姿なのである。

戦争終結後も保科は、ほぼおなじ主張をくりひろげた。それは今日の「日本語の国際化」の問題とおどろくべき類似を示している。山田孝雄の「国語」イデオロギーはもはやよみがえることはないだろうが、上田万年から保科孝一へとつづく「国語」イデオロギーは、完全に清算されておらず、戦後も生き延びることができた。「日本語の国際化」が唱えられる時代に、ふたたび上田保科の「国語」イデオロギーは試練にかけられるにちがいない。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 「国語」イデオロギーの試練

——近代日本語論争

論文審査委員

田中克彦
平子友長
糟谷啓介

一 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

はじめに

序章 「国語」以前の日本語——森有礼と馬場辰猪の日本語論

第一部 明治初期の「国語問題」

第一章 「国字問題」のゆくえ

第二章 言文一致と「国語」

第三章 「国語」の創成

第一部 上田万年の言語思想

第一章 初期の上田万年

第二章 「国語と国家と」

第三章 「国語学」から「国語政策」へ

第三部 国語学と言語学

第一章 忘れられた国語学者保科孝一

第二章 國語学史をめぐって

第三章 「國語」の伝統と革新

第四章 保科孝一と「國語政策」

第一章 標準語の思想

第二章 植民地朝鮮とポーランド

第三章 「滿洲國」と「國家語」

第四章 「大東亜共榮圈語」と日本語の「國際化」

むすび

二 本論文の要旨

序章「國語」以前の日本語——森有礼と馬場辰猪の日本語論は、明治初年における日本の言語状況をこの二人の思想家の主張を検討することによって鮮かに描き出している。森有礼は「日本語廃止・英語採用」論を唱えたとして、常に感情的非難と嘲弄の対象になってきたが、著者はむしろ森の主張のなかに当時の日本の言語状況を理解する鍵があると見ている。森にとって「日本の言語 the language of Japan」は「日本語」Japanese」と等価ではなく、話しことばと書きことばとの間に絶望的乖離のある「日本語」と「中国語」の無秩序な混淆であった。森有礼は統一的な「日本語」の不在を問題にしたのであり、「簡易英語採用論」もこの状況認識をふまえて提案されたのであった。

当時ロンドン留学中であった馬場辰猪は、一八七三年に日本語文法を英語で書きあげること、日本語が不完全な言語であると主張する森有礼に反駁した。さらに馬場は、外国語を國家

語として採用することは階級間の断絶を導くことを、同時代のウェールズ、アイルランド、スコットランド、植民地インドの状況を指摘しつつ論証した。しかし、馬場が自身の著述の多くを英語で著したという事実は、「話されるままの日本語」の立場にたつて森有礼批判を展開した彼の言語理論を裏切っており、話しことばと書きことばの絶望的乖離状況を裏切っており、使用の利点を主張した森有礼の主張のリアリティをかえって証明している。明治期の言語問題の深刻さがここに象徴的に示されている。

第一部「明治初期の『國語問題』」は、「國語」概念が成立する以前の「國語問題」を論じる。第一章「『國字問題』のゆくえ」は、明治期における國字改良運動を扱う。書きことばにおける漢字漢文の支配は、ナシヨナリズム意識の昂揚とともに、日本の中国への従属の象徴とみなされた。前島密の「漢字御廃止之儀」を出発点として、國字改良運動はローマ字運動と仮名文字運動とに分かれて発展するが、両者は漢字廃止という共通の志向で結ばれていた。しかしローマ字論者は漢文訓読体、仮名文字論者は擬古文という旧来の文体の桎梏を乗り越えられず、この時期の「國字改良」運動の限界は歴然としていた。問題の本質は表記記号の選択ではなく、話しことばと書きことばとの乖離の克服であることが自覚されたとき、運動は新たな段階を迎える。それが「言文一致」運動であった。

第二章「言文一致と『國語』」において著者は、言文一致運動に関する文献を幅広く渉獵し、詳しく検討した結果、「言文一致」運動の直面した最大の問題は、書きことばの基準となる

べき話しことばの選択であったと指摘する。この基準はさしあたり「東京の中流階級」のことばとしての「東京語」に求められたが、しだいに「言文一致」問題とは本質的に「標準日本語」の制定問題であることが自覚されてきた。ここに至って、現存する言語ではなく、未来に向けて創造されるべき言語としての「国語」という理念が、歴史上初めて登場することになった。これは日本が日清戦争に勝利し、「明治日本」から「帝国日本」への転換を成し遂げた時代と符合していた。

第三章「『国語』の創成」は、明治初期から上田万年にいたるまでの「国語」概念の展開を論じる。著者は、江戸末期から明治初期の各種の英和辞典、前島密、西周、加藤弘之、大槻文彦などの著作を検討した結果、「国語」は、漢字の字音語以外の「やまとことば」の語要素を指す用例と、英語の“language”の翻訳語としての用例が併存していたこと、また明治二十年前後の段階では、「国語」という概念自体が一般的ではなかったことを明らかにしている。しかし、日清戦争前後から、言語に国家意識が投影されはじめ、著者はここに「国語」イデオロギの誕生を見ている。

第二部「上田万年の言語思想」は、国語学者上田万年の著作にさまざまな方向から光をあて、上田の「国語」概念の歴史的意義を論じている。第一章「初期の上田万年」では、当初から上田が近代言語学の原理にもとづき、伝統的国学をあげしく批判していたことが強調される。さらに留学先のドイツで上田は、古典文献学との対決のなかで言語学に科学的原理を導入した青年文法学派と、ドイツ語が民族精神の根幹をなすとみなし外来

語の排除に精神的にとりくんでいた全ドイツ言語協会の言語純化運動に出会った。こうしたプロイセン・ドイツの言語ナシナリズムは、上田に大きな影響をあたえた。

第二章は上田の有名な講演「国語と国家と」をあつかう。一八九四年に上田は帰国し、日清戦争開戦直後に講演「国語と国家と」をおこなう。そこで上田は、「国語と国家と」が内的に結び付き、「日本語は日本人の精神的血液」であると主張した。その際、上田は「母」と「故郷」の融和的イメージを利用して、「国語と国家と」の情緒的な連関性を説き、「母のことば」と「国語」とをたくみにすりかえて、擬似的な言語共同体の像をつくりあげた。しかし、その一方で上田は、日本ではいまだに「国語」の姿が明らかにされていないと嘆き、近代言語学の原理にもとづき「国語研究」をすすめる必要性を力説した。

第三章「『国語学』から『国語政策』へ」は、上田の構想した国語学が国語政策にどのような方向づけをあたえたかを論じる。上田において「国語学」は、「国語」という制度を定着させるための実践的任務を担っていた。上田は「国語」を少数者の書きことばではなく、国民一般の話しことばのレベルで実現するべきものにとらえた。それまで錯綜していた「国語」の存在は、この上田の視角のなかで初めて固有の統一体としてとらえられ、それとともに「標準語」の概念が著しい重要性を帯びるようになった。上田は、一九〇二年に設置された国語調査委員会を実質的に主導し、その後の言語政策の基本線を確定した。さらに上田は「国語」の「海外進出」の必要性を説き、「国語」から「帝国語」への拡大発展の道を指ししめした。ところが、

上田は国語の伝統を崇拜する保守派からはげしく批判され、上田の試みた「国語改革」はことごとく頓挫した。こうして、晩年の上田はみずから「敗軍の將」と呼ばざるをえなかった。

第三部「国語学と言語学」は、国語学の基礎を近代言語学に求めた上田万年・保科孝一と、伝統的国語学を継承しようとした山田孝雄・時枝誠記の対立を多面的に描いている。

第一章「忘れられた国語学者保科孝一」は、一貫して戦前の日本の国語政策を主導して来た保科孝一の紹介にあてられる。保科は、戦後の「国語民主化」の先駆者として評価される面もあるが、同時に植民地での言語同化政策の樹立にも焦慮の念をもっており、著者は強調する。

第二章「国語学史をめぐる」では、「国語学史」のバースベクティヴをめぐる保科と山田・時枝の対立を論じる。保科は初めての国語学史である『国語学小史』（一八九九）を著したが、その目的は近代言語学の視点から伝統的国語学の限界と欠陥を明らかにすることにあった。それに対し山田孝雄と時枝誠記は、西洋言語学に導かれた国語学は出発点そのものが誤っており、国語学はあくまで国語の伝統をふまえなければならぬと力説した。

第三章「『国語』の伝統と革新」では、その対立が言語政策と言語イデオロギーのレベルでどのように現われたかを分析する。保科は言語の本体は音声であるという言語学の教えを国語改革の場面で実現しようとし、表音式仮名遣いと漢字削減を国語政策の根本方針にすえようとした。しかし、こうした国語改革の試みは、そのつど保守派の知識人と国語学者から激しく攻

撃され挫折した。山田孝雄は、「国語」の本質は「国体」と一体であり、「国語改革」は国家の転覆をくわだてる「恐るべき思想」であると攻撃した。戦後になると時枝誠記は、明治以来の国語改革は近代言語学の認識論的誤謬をそのまま政策の次元で展開していると主張した。表現と理解の心的過程そのものが言語であるとする時枝の言語過程説は、近代言語学批判であると同時に、国語改革批判の意図を宿していた。

第四部「保科孝一と『国語政策』」では、単に国内の問題であった国語政策が、日本の植民地所有というまったく新しい状況のもとで展開していく過程で、「国語」概念を再検討せざるをえない立場に置かれた保科孝一をより詳細に論ずることで、日本の「国語」イデオロギー論争の深部に光があてられる。

第一章「標準語の思想」において、上田万年が提示した「標準語」の概念を方言との関係でどのように見るかという問題は、保科が「とりくまなければならない問題として残された」とする著者は、一九一一年から一三年にかけてのヨーロッパ留学が保科に与えた体験から生じた「国語」に対する新しい視点について論ずる。すなわち、プロイセン領ポゼン州の危機的な言語状況に接するにおよんで、保科にとっての国語問題は「人文的国語問題」から「政治的国語問題」へと移っていく。そして「政治的国語問題」とは、保科にとって、「国語」ではなく「国家語」制定の問題であったと著者は指摘する。

第二章「植民地朝鮮とポージランド」において著者は、こうした視点が生ずるに至った背景には、「韓国併合」がもたらした新しい事態があったことを指摘する。ポージランド語地域である

ポーゼン州(ボズナニ)のゲルマン化の問題は、保科には「日本朝鮮」関係と「二重写し」となって見えた。ポーゼン州の「教育言語」がドイツ語であったように、朝鮮の教育言語は日本語でなければならなかった。なぜなら、オーストリアにおける二言語主義は「国家の基礎を危険な状態に陥れてゐる」と保科は見ていたからである。

一九二一年に朝鮮総督府から刊行された『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』は、保科の著作の中で最も重要なものであると著者は見ている。ポーゼンのゲルマン化は完全な成功をおさめることができず、ドイツ語化への抵抗は一九〇六年から七年にかけての大規模ないわゆる「学校ストライキ」となって現れ、ドイツの国家的統一を破る導火線となった。保科は、一九一四年の原著『国語教育及教授の新潮』においては、プロイセンは「政策を緩和して、国民を愛撫すべきである」と批判していたが、六年後のこの著作においては、その態度を一変させ、植民地統治における「愛撫政策」「温情主義」の無効性を主張するようになる。その背景のひとつには、一九一九年の「三一運動」の教訓があったからだと言者は見る。すなわち、言語は民族運動にとっても民族支配にとっても、最も重要な武器であるという認識がこの著作によって確立され、さらに朝鮮総督府の「武断統治」から「文化統治」への転換、一九二二年の朝鮮教育令改正への影響をも著者は示唆している。

第三章は『満洲国』と『国家語』と題されているように、「満洲国」の創設によって本格的な多言語多民族状況に直面した国語政策が論じられる。保科はプロイセンからオーストリア

ハンガリー帝国へと目を転じ、ここでは必然的に「国家語(Sprache)」論争に出会うことになる。著者は、一九三二年の保科の著作『国家語の問題について』にもとづき、「国語」との対比における「国家語」の意義を明らかにしようとする。この文脈で著者は、満洲国における日本語教育の現場で生まれた興味深い実例をいくつか挙げてゐる。たとえば丸山林平は、「満洲国の国語は、日本語・満語・蒙古語の三種」であるが、「日本語は右の三種の言語の中で最も重要視されている」と述べつつも、日本語の地位を法的に規定する表現には到達しえなかった。また、重松信広は「国語なる概念は国家との関聯を無くして考へることは出来」ず、それは「単純な言語学的概念」というよりは「一種の政治的概念」であると正鶴を射た。

このように「国家語」概念の導入は、保科のみならず、客観的状況が求めていたにもかかわらず、それを阻んだのは、山田孝雄に代表される精神主義・国粹主義であった。著者は、日本の風土には言語の問題を政治的に冷静に把握する条件が欠けており、それは今日にまで及んでいると指摘する。

ついで第四章「大東亜共栄圏語」と日本語の「国際化」では、「大東亜共栄圏」時代が扱われる。著者が「大東亜共栄圏」共通語としての「日本語の普及」が問題になればなるほど、そもそも日本語はどのような言語であるべきかという問題に必然的にはねかえってこざるをえなかった」と指摘するとき、まさに今日の「日本語の国際化」に際して生ずる問題が視野に入れられている。一九三九年に文部省が開いた「国語対策協議会」では、現地の教育担当者から、「自国人デサへ能ク書ケナ

イ言葉ヲ外国人ニ強制スルト云フコトハ到底デキナイ」という声があがった。カナモジ運動、ローマ字運動などの改革派は、日本語の「進出」を「改革」へのチャンスととらえたが、ここでも国粹派は、外国語と等置されるような「日本語」からの視点に反対して「国語」に固執した。著者はここでもまた、保科がたたかい保科を挫折させた「国語」イデオロギーの厚い壁を認めている。

「むすび」において著者は、近代日本の国語政策の暴力性は「日本の『近代』の脆弱さのあらわれ」にはかならないという重要な指摘をおこない、その極限のすがたを示したものととして、北一輝の『國家改造原理大綱』にあらわれる「英語ヲ廢シテエスベラントヲ課シ第二國語トス」という一項に見ている。北は、「優勝劣敗」の法則によっていずればエスベラント語が日本語にとってかわるものとさえ考えていた。ここに表明されている「日本語への絶望」は、上田万年にも保科孝一にも深く共有されていた。上田が「国語と国家と」の不可分の結びつきを説いたとき、その「国語」とはあるがままの日本語ではなく、「一定の方向づけのもとに実現する理想像」であり、この方向づけをあたえるものが近代言語学であった。保科がこの認識を敗戦後も維持しつづけることができたのは、保科の言語観の一貫性による。著者は、「山田孝雄の『国語』の思想はもはやふたたびよみがえることはない」のに対し、上田と保科の「国語」の思想は、「日本語の国際化」が唱えられる今日、もう一度試験にかけられねばならないだろうと結論づけている。

三 本論文の成果と問題点

本論文の評価すべき点は、以下の如くである。

まず第一に、近代日本語の形成期から今日に至るまでの変遷を、上田万年、山田孝雄、時枝誠記、保科孝一の著作の分析にもとづき、「国語」イデオロギーの生成という観点から一貫した展望のもとにとらえた点である。もちろん従来も、個々の著作や著者を対象にして文法理論などを個別的に解説したものはあったが、本論文でなされたように、内的連関をたぐりながら近代日本の言語イデオロギーを抽出しようという試みは欠けていた。

第二に、従来の国語学史のなかではほとんど無視され、著者によって「忘れられた国語学者」とさえ形容されている保科孝一の全体像がはじめて描き出されたことは、学界への多大な貢献であると評価することができる。

保科は一面においては、伝統的で排外主義的な国語学とたまたかう近代言語学イデオログとして描き出され、他方では植民地を獲得した段階での日本が要求した言語政策理論家として描き出される。その際、著者がとった方法には、誠に暗目すべきものがある。すなわち著者は、植民地的言語支配を受けた側の出身であるにもかかわらず、あえて政策主体の側に身を置いて、その政策の一貫性と理論的成熟度とを分析するという方法をとっている。そこでは、この種の研究にもすればありがちな、被支配の側の告発が先行した教条的紋切型から免れているために、その分析はかえって鋭く深部に達し、日本の言語的支配と

国語イデオロギーの内的脆弱性を本質的に明らかにすることに成功している。

第三に強調しておきたいのは、本論文はたんに回顧的、歴史的であるにとどまらず、今日と未来における「日本語の国際化」の意義をも視野に入れていることである。言いかえるならば、敗戦に至るまでの日本の国語問題は、世に容れられなかった保科孝一の未完の言語政策として、ほとんどそのままの形で温存されていることを示した点である。

以上のような高い評価にもかかわらず、残される不満感について述べざるをえない。まず、明治初期における日本語と中国語の優劣を論じた議論を紹介した箇所では、言語類型論の観点から、コーパスそのものにもとづいての言及がほしかった。井上哲次郎はそうした議論に十分耐えうる対象だからである。

また、先に述べたような方法、つまり、かつて激烈な植民地支配を受けた側から、あえて支配の側を内在的に理解しようとする姿勢を放棄しないのであれば、問題は図式的な単純化を許さず、含みのある表現をとらざるをえないことは理解できる。たとえば、「むすび」で述べられた「上田と保科の『国語』の

思想は、すべてが清算されたわけではなく」「日本語の国際化」が唱えられる時代になればなるほど、もういちど試験にかけられるであろう」としている点である。それはたしかにその通りであろうと思われるが、ではいったいその試験がどのような性質のものであるかは明言していない。敢えてこのような表現をとるならば、読者はドラマの結末を示されず、緊張のまま放置されたような不満を感じざるをえないのである。

しかしだからといって、本論文の価値と魅力はいささかも減ぜられるものではない。さきに述べたような注目すべき学問的寄与をしただけではなく、さらなる議論の展開に数多くの糸口を提供しているからである。

四 結論

審査員一同は、上記の評価にもとづき、李妍淑氏に対し一橋大学博士(社会学)の学位を授与することが適当であると判断する。

平成八年七月三日